

京都市教育委員会教育長告示第1号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市  
野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に開所します。

平成20年4月1日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

|          |  |
|----------|--|
| 臨時に開所する日 | 平成20年7月7日(月)、同年9月1日(月)、同月2日(火)、同月8日(月)、同月9日(火)、同月16日(火)、同月22日(月)、同月29日(月)、同月30日(火)、同年10月6日(月)、同月20日(月)、同月27日(月)及び同年11月17日(月) |
|----------|--|

(野外活動施設花背山の家事業課)